

平成30年生駒市農業委員会第6回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 平成30年6月12日(火)午後2時00分

会議開催場所 市役所 401・402会議室

出席者 会長 8番 中田 建彦

農業委員会委員

1番 辻野 俊平	2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治	4番 染岡 政明
5番 池田 憲央	6番 有山 兼吉
7番 北村 由子	9番 中本 真人
10番 中谷 佳津代	

農地利用最適化推進委員

上武 猛	中谷 明
北本 光美	高貝 要明
川端 俊雄	山田 義美
中井 啓二	

欠席者 なし

説明者 事務局 局長 林 宏次

主幹 吉岡 浩 係員 増本 量俊

傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 特定農地貸付けの承認申請について
3. 特定農地貸付けの変更承認申請について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
4. 農地の転用事実に関する照会について

5. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案及び位置図」
- 生産緑地の取得の斡旋について
- 米政策改革推進対策確認日程表（案）

○主幹 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

7番 北村委員

9番 中本委員

10番 中谷佳津代 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」事務局からの説明を依頼。

○主幹 「議案読み上げ」

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

第2阪奈道路阪奈トンネル生駒入口の西約100mのところに位置する小倉寺町地内の農地。

申請理由について

譲渡人の3名は、相続により本農地を取得したが、実際の農業経営は、譲渡人の親戚にあたる譲受人及びその家族がしていることから、贈与により、当該譲受人に所有権を移すことになった次第。

要件について

耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また、営農する農地が20アール以上あり、農地取得の下限面積要件を満たしている。

現地調査について

今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に、問題等はなかった。

No.2の申請地の位置について

国道168号線南田原交差点の西約600mのところに位置する南田原町地内の農

地。

申請理由について

譲渡人は、平成25年11月の本農業委員会定例会において農地法第3条の許可を得て本農地の所有権を取得したが、名義貸しであったらしく、本農地を取得したと主張する譲受人から農地法の手続きを経て、登記名義を移転するよう要求したが、当初、譲渡人がこれに応じなかったため、訴訟になった。訴訟の結果、和解により、譲渡人から譲受人に本農地を移転することとなった。移転の原因は、「裁判上の和解」だが、この場合でも農地法の適用があり、農地法第3条の許可が必要なことから、本申請が出てきた次第。

なお、農地法施行規則第10条は、農地法第3条申請は譲渡人及び譲受人の連署ですとなっているが、その但し書きにおいて、判決や裁判上の和解等の場合はこの限りでないとなり、本申請においては、和解調書の写しを添付のうえ、譲受人からのみ、申請が出てきたもの。

要件について

耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また、営農する農地が20アール以上あり、農地取得の下限面積要件を満たしている。

現地調査について

本案件は、今日8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に、問題等はなかった。

No.3～8の申請地の位置について

奈良交通山口川バス停の東に点在する北田原町地内の農地6筆。

申請理由について

使用貸人は、本農地の営農を行ってきたが、高齢になってきたことから、新たに営農をはじめようと農地を探していた使用借人の法人に本農地を使用貸借で貸し出すことになった次第。

現地調査について

本案件は、今日8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に、問題等はなかった。

No.9～10の申請地の位置について

高山八幡宮の西約100mのところに位置する高山町大北地区内の農地2筆。

申請理由について

使用貸人は、本農地の営農を行ってきたが、高齢になってきたことから、新たに営農をはじめようと農地を探していた使用借人の法人に本農地を使用貸借で貸し出すことになった次第。

現地調査について

本案件は、今日8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委

員と事務局で現地調査を行っており、特に、問題等はなかった。

要件について

No.3～10 の使用借人は、本年 3 月に設立された法人であり、農地所有適格法人ではないが、一般の法人でも、農地の使用貸借権の設定はできることから、本申請ができたもの。

また、新規就農者にあたることから、今月 8 日に会長、副会長、地元委員と事務局で面談をしており、農業経営を行おうとした経緯や今までの営農経験について、話があり、今後の営農についてアドバイスもさせていただいた。

耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また、営農する農地が 20 アール以上になることから、農地取得の下限面積要件を満たしている。

以上、これらの申請については、農地法第 3 条 2 項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

○議長 No.1 について地元推進委員の山田委員へ補足説明を依頼。

○山田委員

No.1 の農地の持ち主が亡くなり、相続手続きが終わっていたが、身内である譲受人は農機具も所有しているので、畑として行き届いた管理ができると思われる。

○議長 No.2、No.3～8 について地元推進委員の高貝委員へ補足説明を依頼。

○高貝委員

No.2 の農地については、約 4 年前に 3 条の手続きがあったことに関する事で難解ではあるが、裁判を通して話し合いもあり、当該譲受人に譲り渡す手続きをすることになった。譲受人は畑として耕作している。

No.3～8 について、使用貸人が高齢になり、耕作が難しくなったこともあり手続きにいたった経緯がある。一方使用借人の法人は、農機具は使用貸人に借りることとしているので準備はできているが、農業経験が不十分と考える。

しかし、北田原町は担い手が不足により耕作放棄地が増えると危惧しており、この使用借人に期待を寄せている、がんばって欲しい。経験不足については当分の間、農業経営に関する研修、指導等を受けるなどにより、対応して欲しいところ。

○議長 事務局としての意見を確認。

○主幹 事務局でも使用借人の様子を見ていくようにしたい。また近隣の委員にも、使用借人の様子を見たり、相談にのってもらったりしていただけるよう依頼する。

○議長 No.9～10 について地元推進委員の中谷委員へ補足説明を依頼。

○中谷委員

No.9～10 の法人について、高貝委員の意見の通り、農業経験が少ないので農地にどのように手を付ければいいのか分からないようで、不安を感じている。しかし農業をしたいという強い意欲があり、ぜひ成功し、継続していくことを期待している。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。

議案第2号「特定農地貸付けの申請承認について」について、事務局に説明を依頼。

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたものであり、生駒市では、遊休農地対策の一環として、この法律に基づき、農家の方から生駒市が遊休農地になる恐れのある農地を無償で借り受け、200㎡から300㎡の面積を一つの単位として非農家の方に無償で貸し出す事業を行っている。

「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」は、農地法の特例であり、この法律に基づく手続を行う場合、農地法第3条の許可は不要だが、農業委員会の承認は必要であることから、本申請が出されたもの。

No.1～3の申請地の位置について

ひかりが丘住宅地の北約200mのところに位置する生駒市高山町大北地区内の農地3筆。

申請理由について

使用貸人は、相続により本農地を取得したが、遠隔地に居住しており、営農を継続することが事実上難しいことから、特定農地として貸し出すことになった次第。

現地調査について

本案件は、今月8日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、特に、問題等はなかった。

審議をお願いしたい。

○議長 No.1～3について地元農業委員の中谷委員へ補足説明を依頼

○中谷委員

当該農地の接道は交通量も多いが農地に乗り入れるための駐車場スペースがないので、検討した方が望ましい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「特定農地貸付けの申請承認について」の承認を宣言。

議案第3号「特定農地貸付けの変更承認申請について」について、事務局に説明を依頼。

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請については、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請され、当委員会において承認を受けた土地であったが、申請変更が生じたため、本申請が出されたもの。

本農地は、平成30年2月の本委員会にて特定農地貸付け申請の承認があった農地だが、申請人が地番の取り違えをしていたため、変更申請ができた次第。

審議をお願いしたい。

○議長 本件について地元農業委員の上武委員へ補足説明を依頼

○上武委員

事務局からの説明通りである。耕作地について土地の地番を取り違えて申請していたとのことで、よろしく審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第3号「特定農地貸付けの変更申請承認について」の承認を宣言。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第5号「農地転用許可の報告について」

について、事務局に一括して説明を依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係員 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1～34については、相続により所有権を取得された農地について届出されたもの。

またNo.13～No.19については、審議案件である議案第2号「特定農地貸付けの承認申請」に先だって届出された案件であり、このうちNo.13、No.18、No.19について、貸付けの承認申請が提出された。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○係員 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので権利の設定、移転の伴う農地転用。

No.1～No.3の申請地の位置について

鹿ノ台住宅地の北西の位置でほぼ隣接する高山町地内の農地。

報告事項

自己用住宅建築を目的として農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○係員〔議案読み上げ〕

本報告は、農地法第18条第6項に基づく届出。過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているもの。

報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」

○係員〔議案読み上げ〕

○係員 議案の内容について説明

概要説明

本報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案。

報告事項

No.1については、宅地を目的とした転用許可が出ていたが、地目が農地のままにされていた土地。

No.2については、長らく関西電力の送電塔があり、数年前に撤去されたが、地目が農地のままにされていた土地。

No.3～No.31については、現況は山林化または原野化しており、農地に回復することは不可能であると思われるが、地目が農地のままにされていた土地。

今般、法務局に対し地目変更登記申請が出されたもので、地元農地利用最適化推進委員と現地調査の結果、現在においても農地性はなく、その旨法務局に回答したもの。

報告第5号「農地転用許可の報告について」

○係員〔議案読み上げ〕

本報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可がおりたもの。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「生産緑地の取得の斡旋について」の説明を事務局に依頼。

○係員 「生産緑地の取得の斡旋について」

〔内容について説明〕

生産緑地法第10条の規定により、生駒市長から生産緑地取得に関する斡旋の依頼が

来ている。

本件については、平成30年7月13日までに都市計画課に斡旋状況を回答し、同7月24日までに所有権移転登記手続きを行なう必要がある、とのこと。次の7月委員会（次回は7月11日）で3条の審議が必要。各農家の方の希望を受けることがあれば3条の手続きの案内を依頼する。なお次の7月委員会の案件は6月末までに3条の申請書が提出されている必要がある。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 その他の説明を事務局に依頼。

○主幹 「米政策改革推進対策確認日程表（案）」

〔内容について説明〕

毎年、各農家区で実施している転作の確認調査に関する日程案であり、分担を依頼する各委員に対しては、別途農林係から案内・調整をすることになるので報告する。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○中井委員

本件の概略を知りたい。

○局長 今回の現地調査は、補助金を適用している作物についての作付け状況を確認する。従来は国と市の補助金があったが、平成30年度から市の補助金がなくなり、国の補助金だけになった。調査形態は、現地確認するものと書類確認するものがあり、国の補助金適用の作物についてのみになるので、工程が短期化することになった。工程に記載されている日時通りで進めたい。

○中井委員

本件は農業委員会としての業務として勤務実績報告書の提出は必要か。

○主幹 本件は農業委員会としての業務でもあり、各担当者の方々には勤務実績報告書への記録を求めたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 その他の説明を事務局に依頼。

○主幹 新・農業人フェアへの出展について報告。

平成30年7月15日（日）大阪会場で開催される。生駒市農業委員会としては、新たに生駒市で就農したい方を募る。昨年利用状況調査の意向調査で貸出農地等の候補はあるが、他に情報があれば提供を依頼する。なお当日のブースでは事務局3名で対応する。

○主幹 認定農業者1名について、平成30年6月11日付けで認定が完了したことを報告。

この方についても、貸出農地等の候補について、情報があれば提供を依頼する。現在南田原町に農地があり、高山町、北田原町の農地を希望しているところ。

○議長 農業委員会として、日々の活動の中での情報があれば積極的に提供して欲しい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○補佐 次回の日程について

定例会 7月11日(水) 午後2時 401、402会議室

現地調査 7月6日(金) 午後1時30分

前日7月5日(木)までに同行いただく委員に連絡する。

案件の多い場合は午前中から調査を開始することとしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 閉会宣言

午後3時20分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、平成30年生駒市農業委員会第6回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 7番 北村 由子

議席番号 9番 中本 眞人

議席番号 10番 中谷 佳津代
